

# 令和8年度以降の奈良県立高等学校入学者選抜基本方針（案）

令和6年2月13日  
奈良県教育委員会

県立高等学校の入学者選抜は、各高等学校、課程、学科、コースの特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

## 1 特別選抜

### (1) スポーツ・文化活動に係る選抜

- ① 県教育委員会が指定するスポーツ・文化活動推進校において、指定部活動に関する実績のある者を対象として実施する。
- ② 学校独自検査（学校独自問題等）、調査書、面接及び実技検査の結果及び必要に応じて提出を求める特技に関する記録に基づいて選抜するものとする。
- ③ 出願は一人1校1学科（コース）に限る。また、同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができない。

### (2) 中高接続プログラムに係る選抜

- ① 県教育委員会が指定する高等学校の学科・コースにおいて、その学校が実施するアドミッション・ポリシーに係る教育プログラムに参加し、その上で一定の成果を修めた者を対象として実施する。
- ② 学校独自検査（学校独自問題等）、調査書及び面接の結果に基づいて選抜するものとする。
- ③ 出願は一人1校1学科（コース）に限る。また、同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができない。

### (3) 外国人・帰国生徒に係る選抜

- ① 県教育委員会が指定する高等学校の学科・コースにおいて、外国人や外国での在学期間のある者等を対象として実施する。
- ② 学校独自検査（学校独自問題等）、調査書及び面接の結果に基づいて選抜するものとする。
- ③ 出願は一人1校1学科（コース）に限る。また、同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができない。

### (4) インクルーシブ教育推進に係る選抜

- ① すべての高等学校において、肢体不自由の単一の障害があり自立通学や文字による表現活動が著しく困難で、かつ医療的ケア児で通学途中にも医療的行為が必要である者を対象として実施する。
- ② 学校独自検査（学校独自問題等）、調査書及び面接の結果に基づいて選抜するものとする。
- ③ 出願は一人1校1学科（コース）に限る。また、同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができない。

#### (5) 社会人に係る選抜

- ① すべての夜間定時制課程の高等学校において、中学校若しくはこれに準じる学校及び中等教育学校前期課程を卒業又は修了した者で、成年を対象として実施する。
- ② 学校独自検査（作文）及び面接の結果に基づいて選抜するものとする。
- ③ 出願は一人1校1学科（コース）に限る。また、同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができない。

### 2 通信制選抜

- ① すべての通信制課程の高等学校において実施する。
- ② 学校独自検査（作文）、調査書及び面接の結果に基づいて選抜するものとする。
- ③ 出願は一人1校に限る。実施時期は、特別選抜及び二次選抜と同時期とする。同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができない。

### 3 一次選抜

#### (1) 全日制課程に係る選抜

- ① すべての全日制課程の高等学校において実施する。
- ② 県教育委員会が作成した学力検査、調査書、必要に応じて実施する学校独自検査、面接及び実技検査の結果及び必要に応じて提出を求める特技に関する記録に基づいて選抜するものとする。
- ③ 出願は定時制課程に係る選抜を含め一人第1希望、第2希望の2校までできる。ただし、下記に示す出願はできない。  
ア：第1希望、第2希望とも普通科である場合  
イ：第1希望と第2希望が同じ学校である場合

#### (2) 定時制課程に係る選抜

- ① すべての定時制課程の高等学校において実施する。
- ② 県教育委員会が作成した学力検査、調査書及び面接もしくは面接及び作文の結果に基づいて選抜するものとする。
- ③ 出願は全日制課程に係る選抜を含め一人第1希望、第2希望の2校までできる。ただし、下記に示す出願はできない。  
ア：2校とも普通科である場合  
イ：第1希望と第2希望が同じ学校である場合

### 4 二次選抜

- ① 一次選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科、コースにおいて実施することができる。
- ② 調査書、一次選抜の学力検査の得点及び面接の結果に基づいて選抜するものとする。

③ 出願は一次選抜を受検した者で、一人1校1学科（コース）に限る。

5 追検査

- ① やむを得ない理由で、一次選抜等の検査を欠席した者が受検希望した学科、コースにおいて実施する。ただし、入学定員について、他の公的機関の認可が必要な学科は除く。
- ② 学校独自検査（学校独自問題等）または、県教育委員会が作成した学力検査及び調査書の結果に基づいて選抜するものとする。

奈良県立高等学校入学者選抜において、下記1～3を令和8年度入学者選抜（令和7年度実施）から導入します。

## 1 現行の特色選抜と一般選抜を、共通選抜に一本化

### 現行

- ・**特色選抜**（2月中旬）  
専門学科や特色あるコース等で実施
- ・**一般選抜**（3月上～中旬）  
特色選抜で募集人員の全てを募集する学校以外で実施



### 令和8年度入学者選抜から

- ・**共通選抜**（3月上旬）  
原則としてすべての学校で実施  
学力検査は5教科を実施

【高等学校入学者選抜実施日程（イメージ）】



特色選抜・一般選抜を共通選抜に一本化

## 2 共通選抜において、第2希望校申告を導入

- ・出願者が募集人員に満たない学科・コースについて、第2希望者の合否判定を行う。
  - ・**専門学科や特色あるコース等は、募集人員の一部について、第2希望を含めた合否判定を行う。**
- （例） 募集人員200名中、160名は第1希望者のみで合格者を決定。  
その後、残りの40名を第1希望者・第2希望者を合わせて合否判定

## 3 調査書における学習成績の取扱いを第1学年からとし、観点別学習状況の評価も活用

標準的な調査書の学習成績の取扱いは以下のとおりとします。

現行（合計**135**点）

第1学年：なし

第2学年：**5**段階評価 × **9**教科 = **45**点

第3学年：**5**段階評価 × **9**教科 × **2**倍 = **90**点



令和8年度入学者選抜から（合計**144**点）

第1学年：**観点3**(※) **3**段階評価 × **9**教科 = **27**点

第2学年：**観点3**(※) **3**段階評価 × **9**教科 = **27**点

第3学年：**5**段階評価 × **9**教科 × **2**倍 = **90**点

※学習状況の評価に用いる3つの観点

観点1：知識・技能

観点2：思考・判断・表現

**観点3：主体的に学習に取り組む態度**

（5段階評価は、上記3つの観点をバランス良くあわせたもの）

※学力検査の配点は、50点 × 5教科 = 250点

（現行の一般選抜のと同じ）

※生徒・保護者等への情報提供の充実に向けて、令和6年度入学者選抜から、中学3年生対象の進路希望調査を試行実施します。

（11月と1月（予定）に、中学3年生の志望校等を調査し、公表します。）